

FC 岸和田テニススクール規約

第 1 条(名称)

- ① 本スクールの名称は、「FC 岸和田テニススクール(以下スクールという)」とし、スクールに通う生徒(以下会員という)は FC 岸和田事務局(以下事務局という)が管理運営を行うものとする。
- ② 会員は入会后、総合型地域スポーツクラブ FC 岸和田(以下スポーツクラブという)会員となり、スポーツクラブが提供するサービスを受ける権利を有する。

第 2 条(連絡先)

運営事務局は〒596-0034 岸和田市春木本町2-13

「FC 岸和田事務局(以下事務局という)」

(Tel. 072-457-9035)に置き、「FC 岸和田クラブハウス」を主たる場所として活動する。

第 3 条(目的)

本スクールでは、地域社会に暮らすすべての人々が、スポーツを通して健康で、明るい日々を送り、かつ地域社会に貢献できる各種イベント、スポーツ教室を開催し、青少年をはじめとするすべての住民の健全な人格形成、及び生涯スポーツの発展に寄与することを目的として活動する。

第 4 条(会費)

年会費 3300 円(税込) 高校生以上は 4400 円(税込) ※10 月以降入会の場合は 2200 円(税込)

月会費 3300 円(税込)

1. 年会費、月会費は、事務局が指定する口座に振込むこと。
2. 会費は、現金の取り扱いを、一切行わない。
3. 毎月 1 日から月末までの月会費は、当月 10 日までに会費を徴収する。(例:4 月会費は 4 月 10 日までに徴収する)
4. 月途中から入会の場合も 1 ヶ月分の月会費を徴収する。

第 5 条(年会費および月会費の不返納)

事務局へ支払われた年会費および月会費は、返金されない。

但し、途中退会の際に過払いされた月会費は返金する。

第 6 条(月会費の滞納)

会員が事前に事務局の承認を得る場合を除いて、月会費の支払いを事務局からの請求後 2 か月以上怠った場合、スクールは指導を停止し、除名することができる。

なお、除名後も滞納している月会費は支払わなくてはならない。

第 7 条(休会及び退会)

- ① 会員が休会を申請できる期間は最大 3 ヶ月までとし、休会期間中の月会費は半額を徴収する。但し、スクール活動中の事故による休会期間は、会費を徴収しない。
- ② 休会及び退会を希望する会員は、運営事務局に前月の末日までに連絡しなければならない。(例:5 月休会の場合は、4 月 30 日までに休会連絡が必要)

第 8 条(除名)

本規約に違反するなど、会員としてふさわしくないと事務局が判断した者に対して、事務局は除名することができる。

第 10 条(変更届)

会員は住所、電話番号等届出事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡すること。

第 11 条(練習)

- ① 毎月の練習予定は、クラブ HP を参照すること。基本年間 44 回レッスン。
- ② 指導者の病気、予定により止むを得ない場合に限り他の指導者が代講する場合がある。
- ③ 活動中の盗難、紛失などについてクラブ、指導者は一切責任を負わない。会員が自己管理すること。

第 12 条(練習中の態度)

- ① 練習開始時間の 5 分前には集合すること。
- ② 何事にも挑戦し、一生懸命練習すること。
- ③ コーチの指示に従い、積極的に自分から努力すること。
- ④ 練習中無駄話はしないこと。
- ⑤ 施設やその用具を利用する際は、汚したり傷をつけたりしないよう十分注意すること。

第 13 条(練習の中止)

雨天により練習を中止する場合は、FC11 配信および HP で告知する。
雨天により練習会場、時間変更の場合も FC11 配信および HP で告知する。
会員は必ず FC11 に登録すること。

第 14 条(傷害事故)

- ① 入会者は全員事務局指定の保険に加入するものとする。(保険料は年会費に含む)
- ② 事故の無いよう指導者は万全の注意をはらうが、練習中及び試合中、または移動においての不測の事故による傷害についての補償は、事務局指定の保険の適用範囲内とし、それ以外の補償は一切負わない。

第 15 条(個人情報)

会員の個人情報については、会員の上承を得た場合を除いて、会員サービスを提供する以外、個人を特定した情報として利用する事はない。

第 16 条(規約の改正)

本規約は随時改正することができる。

第 17 条(施行)

本規約は、2019 年 10 月 1 日より施行する。

総合型地域スポーツクラブ事務局
〒596-0034 岸和田市春木本町 2-13
(TEL・FAX)072-457-9035
Email fc-kwd@sensyu.ne.jp